



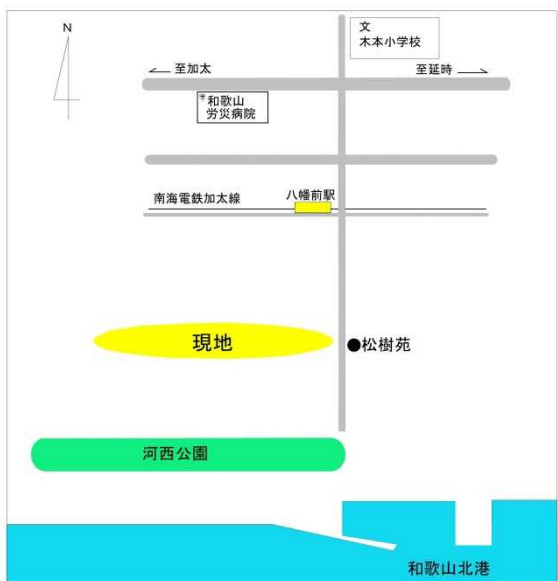
国有地2.2ヘクタールが緑地公園・避難場所に！（和歌山市）

近畿財務局和歌山財務事務所は、災害時の避難場所等として活用していただくため、和歌山市に対して、同市古屋に所在する国有地の無償貸付（一部時価売払）契約を締結しました。

近畿財務局和歌山財務事務所では、防災基本計画（中央防災会議決定）を踏まえた災害応急対策等への備えとして避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、国有財産の有効活用を図っています。

和歌山市古屋の未利用国有地（約 22,000 m²）は、海岸近くの丘陵地に位置しています。そのため、地元自治会から「緑地の保全を図るとともに、災害時の避難場所として活用するために残してもらいたい。」とのご要望をいただき、関係機関と協議を重ねた結果、平成 28 年 3 月 25 日、和歌山市と無償貸付（一部時価売払）契約を締結しました。

和歌山市が特別緑地保全地区に指定することで緑地公園として保存されることとなり、地域の環境保全や防災対策に国有地が活用されることになりました。



【お問合せ先】財務省近畿財務局
和歌山財務事務所管財課
TEL 073-422-6144

